

令和2年度答申第80号
令和3年3月4日

諮問番号 令和2年度諮問第101号（令和3年2月15日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 特定中国残留邦人等に対する一時金支給申請却下処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）に対し、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等自立支援法」という。）13条3項の規定に基づき、一時金の支給申請（以下「本件申請」という。）をしたところ、処分庁が、審査請求人は同条に規定する特定中国残留邦人等とは認められないとして、本件申請を却下する処分（以下「本件却下処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令等の定め

- (1) 中国残留邦人等自立支援法は、国は、「中国残留邦人等」のうち、「特定中国残留邦人等」に対し、一時金を支給すると規定している（13条3項）。

そして、中国残留邦人等自立支援法は、「中国残留邦人等」とは、①中国の地域における昭和20年8月9日以後の混乱等の状況の下で本邦に引き揚げることなく同年9月2日以前から引き続き中国の地域に居住している者であって同日において日本国民として本邦に本籍を有していたもの及びこれらの者を両親として同月3日以後中国の地域で出生し、引き続き中国の地域に居住している者等（2条1項1号）をいうほか、②中国の地域以外の地域において前号に規定する者と同様の事情にあるものとして厚生労働省令で定める者（同項2号）をいうと規定している。

上記の「厚生労働省令で定める者」については、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則（平成6年厚生省令第63号。以下「中国残留邦人等自立支援法施行規則」という。）2条各号が、樺太の地域における昭和20年8月9日以後の混乱等の状況の下で本邦に引き揚げることなく同年9月2日以前から引き続き樺太の地域に居住している者であって同日において日本国民として本邦又は樺太に本籍を有していたもの（1号）、前号に掲げる者を両親として同月3日以後樺太の地域で出生し、引き続き樺太の地域に居住している者（2号）等を掲げている。

(2) 中国残留邦人等自立支援法は、「特定中国残留邦人等」とは、永住帰国した中国残留邦人等（明治44年4月2日以後に生まれた者であって、昭和36年4月1日以後に初めて永住帰国し、永住帰国した日から引き続き1年以上本邦に住所を有する者に限る。）であって、昭和21年12月31日以前に生まれたもの（同日後に生まれた者であって同日以前に生まれた永住帰国した中国残留邦人等に準ずる事情にあるものとして「厚生労働省令で定める者」を含み、60歳以上の者に限る。）をいうと規定している（13条1項、2項）。

(3) 上記(2)の「厚生労働省令で定める者」については、中国残留邦人等自立支援法施行規則13条の2が、昭和22年1月1日以後に生まれた永住帰国した中国残留邦人等（永住帰国した日から引き続き1年以上本邦に住所を有するものに限る。）であって、その生まれた日以後中国の地域等においてその者の置かれていた事情に鑑み、明治44年4月2日から昭和21年12月31日までの間に生まれた永住帰国した中国残留邦人等に準ずる事情にあるものとして「厚生労働大臣が認めるもの」とすると規定している。

- (4) 上記(3)の「厚生労働大臣が認めるもの」については、平成20年5月9日に厚生労働省社会・援護局が策定した「昭和22年1月1日以後に生まれた永住帰国した中国残留邦人等による「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」第13条第3項の一時金の支給申請に係る事務処理方針」（平成27年1月16日の第3次改正後のもの。以下「本件事務処理方針」という。）が、「昭和25年以降に出生した者」の場合には、「ソ連参戦以後の引揚困難事由の影響により、引き続き残留を余儀なくされたものと認められる者」であることが必要であると定めている。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人の母のP（以下「母P」という。）は、昭和17年5月13日、Q（以下「前夫Q」という。）と婚姻をし、当時の樺太（現在のサハリン。以下「樺太」という。）に居住した。母Pと前夫Qとの間には、昭和17年a月b日に長女のR（以下「前夫との長女R」という。）が、昭和19年c月d日に二女のS（以下「前夫との二女S」という。）が出生した。

（就籍許可審判、除籍謄本（筆頭者：Q））

- (2) 前夫Qは、昭和20年2月3日、徴兵で樺太を離れ、終戦を迎えた後、本籍地のA地に戻り、母Pとは生き別れとなった。

なお、前夫との長女Rは、昭和20年9月20日に死亡した。

（就籍許可審判、除籍謄本（筆頭者：Q））

- (3) 母Pは、戦後、樺太で引き続き生活し、T（本籍不明。以下「父T」という。）と事実上の婚姻関係となった。母Pと父Tとの間には、昭和25年e月f日に長女U（以下「長女U」という。）が、昭和29年g月h日に二女のX（審査請求人）が、昭和32年i月j日に三女V（以下「三女V」という。）が出生した。

なお、父Tと母Pは、昭和43年頃に事実上の婚姻関係を解消した。そして、父Tは昭和46年頃に死亡し、母Pは昭和58年6月25日に樺太で死亡した。

（就籍許可審判、全部事項証明（X）、審査請求人による「樺太に残留した経緯等がわかる詳細な申立書（平成27年5月18日付け）」、審査請求人による「父母が樺太に残留した経緯等について」と題する書面））

(4) 前夫との二女Sは平成11年2月8日に、審査請求人は平成18年6月30日に、それぞれ初めて日本に永住帰国した。

(前夫との二女Sに係る「永住帰国した中国残留邦人等であることの証明書」、
審査請求人に係る「永住帰国した中国残留邦人等であることの証明書」)

(5) 処分庁は、平成20年6月27日付けで、前夫との二女Sに対し、中国残留邦人等自立支援法13条3項の規定に基づき、一時金を支給する決定をした。

(前夫との二女Sに係る「支給決定通知書」)

(6) 審査請求人は、平成27年4月23日、処分庁に対し、中国残留邦人等自立支援法13条3項の規定に基づき、一時金の支給申請(本件申請)をした。

(特定中国残留邦人等に対する一時金申請書)

(7) 処分庁は、平成31年3月11日付けの却下通知書により、審査請求人に対し、本件申請を却下する処分(本件却下処分)をした。

なお、上記却下通知書には、「法(注:中国残留邦人等自立支援法)第13条に定める「特定中国残留邦人等」とは認められないため。」との理由が付されていた。また、上記却下通知書に添付された審査請求人を名宛人とする書面には、「法(注:中国残留邦人等自立支援法)第13条第3項に定める一時金の支給を受けるためには、昭和25年1月1日以後に出生した方については、ソ連参戦以後の引揚困難事由(留用、ソ連政府による帰国の不許可など)の影響により、引き続き残留を余儀なくされたものと認められなければなりません。あなたは、父:T様、母:P様の子として昭和29年g月h日に樺太等で出生し、両親に養育されていました。あなたの両親の残留状況は、ソ連参戦以後の引揚困難事由の影響により、引き続き樺太等の地に残留することを余儀なくされたものであったとは認められず、よってあなたは、「昭和21年12月31日以前に生まれた永住帰国した中国残留邦人等に準ずる事情があるもの」とは認められませんので却下となったものです。」との記載がされていた。

(却下通知書)

(8) 審査請求人は、令和元年6月12日に、審査庁に対し、本件却下処分を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

(9) 審査庁は、令和3年2月15日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却

すべきであるとして本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

- (1) 母Pは、二度の婚姻からそれぞれ生じた影響により、樺太からの引揚げの機会を失った。すなわち、最初の婚姻では、母Pは、日本軍人であった前夫Qが無事に復員するまでは樺太を離れるべきではないと判断した結果、引揚げの機会を失った。二度目の婚姻（事実上の婚姻関係）では、母Pは、アルコール依存症の夫（父T）からの暴力やどう喝に耐えかねて、引揚げを断念するに至った。また、母Pの引揚げの断念は、引揚げを妨害しようとするグループからの圧力を受けた結果であろうと考えられる。このような樺太残留邦人が置かれた特別な事情は、「ソ連参戦以後の引揚困難事由」に当たる。
- (2) 処分庁は、一時金の支給申請に際し、両親が当時残した日記、手紙等の資料の提出を求めるが、日本と異なる体制、社会環境の中で生きてきた樺太残留邦人に対し、上記資料の提出を求めることは、酷である。確かに、審査請求人は、上記資料を提出することはできないが、だからといって、事実がなかったとするわけにはいかない。
- (3) 同じ父母の下に生まれ、同じ環境で育ち、同じように残留を余儀なくされた兄弟姉妹の中で、出生年が違うということだけで、一時金の支給が当然に認められる者と認められない者という分断が生じている。これは、法の下での平等に反する。
- (4) よって、本件却下処分の取消しを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

1 特定中国残留邦人等の意義について

本件事務処理方針は、中国残留邦人等自立支援法施行規則13条の2に規定する「厚生労働大臣が認めるもの」に該当する要件として、「昭和25年以降に出生した者」については、「ソ連参戦以後の引揚困難事由の影響により、引き続き残留を余儀なくされたものと認められる者」であることが必要であると定めている。そして、「ソ連参戦以後の引揚困難事由の影響により、引き続き残留を余儀なくされたものと認められる者」とは、ソ連軍が日本人の本国送還について何らの措置を採らないまま撤退したことによる影響、国民政府軍又は中国共産党軍による留用による影響、中国の内戦による影響、集団引揚げ以外の個別引揚げが中国政府による帰国の不許可などにより困難

であったことによる影響などの下において、これに起因して、本邦に引き揚げることなく引き続き中国の地域に居住することを余儀なくされた者をいうものと解される。

なお、ある者が「ソ連参戦以後の引揚困難事由の影響により、引き続き残留を余儀なくされたものと認められる者」に該当するか否かを判断する際には、当該者を養育していた両親の事情も考慮する。

2 審査請求人が特定中国残留邦人等に該当するか否かについて

(1) 審査請求人の両親が日本に引き揚げることができなかった事情は「ソ連参戦以後の引揚困難事由」に当たるとの審査請求人の主張について

審査請求人は、緊急疎開や前期集団引揚げの際には、前夫Qが徴兵のため不在となり、母Pが前夫Qを待っていたため、帰国することができず、後期集団引揚げの際には、母Pが帰国しようとしたが、父Tが母Pを脅して帰国を阻止したため、また、引揚げを妨害しようとするグループがあり、そのようなグループから圧力を受けたと考えられるため、帰国することができなかったと主張している。しかし、上記の事情は、「ソ連参戦以後の引揚困難事由」に当たらない。その上、審査請求人は、上記の事情を立証する資料を提出していない。

また、父Tは、未帰還者調査の通信において、同人の一家はソ連政府に強制されて樺太に居住しているのではなく、日本への帰国の希望はないと回答しており、同旨の書簡を在ソ連日本国大使館宛てにも送付しているから、父Tは、日本への帰国を希望せず、自己の意思で樺太に残留したものと認められる。

さらに、母Pは、日本への帰国を希望し、後期集団引揚げの帰国予定者としてソ連通告の名簿に登載されたが、実際には帰国しておらず、また、出発の直前に決心を翻し、日本に帰国しなかったとの帰還者からの証言もあるから、母Pについても、ソ連政府による帰国の不許可などの引揚困難事由による阻害要因はなく、自らの意思で樺太に残留して生活することを選択したものと認められる。

加えて、審査請求人は、個別引揚げの際に、必要な書類をそろえることができなかった事情や申請手続に行けなかった理由、ソ連国内の移動のための旅費がなかったことなどを主張しているが、これらの事情も、「ソ連参戦以後の引揚困難事由」に当たらない。

なお、上記の在ソ連日本国大使館宛ての書簡には、前夫Qが母Pの帰国

を待っている旨の記載があり、前夫Qが母Pに帰国を求めていることが母Pに伝わっていたにもかかわらず、母Pは、帰国を希望するとは伝えておらず、また、父Tとの事実上の婚姻関係の解消後も、帰国していない。

- (2) 樺太残留邦人に対し日記等の資料の提出を求めることは酷であるとの審査請求人の主張について

中国残留邦人等自立支援法施行規則13条の3第2項6号は、「申請者（注：一時金の支給を受けようとする者）が昭和22年1月1日以後に生まれた者であるときは、申請者が前条に規定する中国残留邦人等に該当することを明らかにすることができる書類」を申請書に添付しなければならないと規定している。一時金の支給は、授益処分であり、一般に、授益処分については、申請者側に資料の提出義務と立証責任があると解されているから、一時金支給処分の授益処分としての性質からみても、特定中国残留邦人等の要件に該当する事実を立証するための資料は、受益者である請求人が提出すべきであり、審査請求人の上記主張は、理由がない。

- (3) 出生年の違いにより一時金の支給要件が異なることは法の下での平等に反するとの審査請求人の主張について

一時金の支給を受けることができるか否かは、中国残留邦人等自立支援法及び中国残留邦人等自立支援法施行規則並びに本件事務処理方針に基づいて判断するものであり、これらの法令等によれば、昭和24年12月31日までの出生者と昭和25年1月1日以降の出生者とでは、一時金の支給要件が異なっている。

すなわち、昭和22年1月1日から昭和24年12月31日までに生まれた者については、昭和24年までに大規模な引揚げが実施され、同年10月1日に中華人民共和国が成立しているなどの事情に鑑みれば、昭和25年以降は、ソ連参戦による混乱等の影響が続いていたとはいえないが、昭和24年までの間は、ソ連参戦による混乱等が終息に向かっていたものの、その影響がなかったとはいえず、同年以前に生まれた者の中には、ソ連参戦による混乱等の影響を受け、本邦に引き揚げることができず、引き続き日本以外の地域に居住することを余儀なくされた者がいる可能性がないとはいえないことから、昭和22年1月1日から昭和24年12月31日までの間に生まれた者については、一律に一時金の支給対象としたものである。

これに対し、昭和25年1月1日以降に生まれた者については、同日後

においても、中国残留邦人等が置かれていた具体的な事情によっては、「ソ連参戦後の引揚困難事由」の影響の下において、日本に引き揚げることに困難があつて、引き続き日本以外の地域に居住することを余儀なくされたという場合もあつたことから、そのような場合には、中国残留邦人等自立支援法がいう「昭和21年12月31日以前に生まれた永住帰国した中国残留邦人等に準ずる事情にあるもの」に当たるとして、事案に応じて保護を与えることとしたものであり、本件事務処理方針が出生年により異なる審査基準を設けていることには合理性がある。

(4) まとめ

以上によると、審査請求人の両親は、「ソ連参戦以後の引揚困難事由」の影響により、引き続き樺太に残留を余儀なくされたものとは認められないから、両親に養育されていた審査請求人は、特定中国残留邦人等に該当しない。

- 3 したがって、本件却下処分は適法かつ正当であり、本件審査請求は理由がないから棄却すべきである。

なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

- (1) 一件記録によると、本件審査請求から本件諮問に至るまでの各手續に要した期間は、次のとおりである。

本件審査請求の受付（審査庁）：令和元年6月12日

審理員の指名：同年10月11日

（本件審査請求の受付から約4か月）

審理員意見書の提出：令和2年10月15日

本件諮問：令和3年2月15日

（審理員意見書の提出から約4か月、本件審査請求の受付から約1年8か月）

- (2) そうすると、本件審査請求の受付から審理員の指名までに、また、審理員意見書の提出から本件諮問までに、それぞれ約4か月を要した結果、本件審査請求の受付から本件諮問までに約1年8か月の期間を要している。しかし、本件において、上記の各手續にそれぞれ約4か月もの期間を要する事情があつたとは考えられない。したがって、審理員の指名及び本件諮

問が速やかにされていたならば、本件審査請求の受付から本件諮問までの期間は、より短期間で済んだものと考えられる。審査庁においては、審査請求事件の進行管理の仕方を改善することにより、審査請求事件の手続の迅速化を図る必要がある。

- (3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件却下処分の違法性又は不当性について

- (1) 中国残留邦人等自立支援法13条3項の規定に基づき一時金の支給対象となる特定中国残留邦人等のうち、昭和22年1月1日以降に生まれた者については、その生まれた日以後中国の地域等においてその者が置かれた事情に鑑み、昭和21年12月31日までに生まれた者に準ずる事情があるものとして厚生労働大臣が認める者に限るとされ（同条1項、中国残留邦人等自立支援法施行規則13条の2）、これを受けて制定された本件事務処理方針は、昭和22年以降に生まれた者のうち、「昭和25年以降に出生した者」については、「ソ連参戦以後の引揚困難事由の影響により、引き続き残留を余儀なくされたものと認められる者」であることが必要であるとしている。そして、「ソ連参戦以後の引揚困難事由」とは、国民政府軍又は中国共産党軍による留用、中国の内戦、中国政府による帰国の不許可などをいうものとされている（厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室の各都道府県中国残留邦人等支援事業担当者宛ての平成27年2月18日付け事務連絡「満額の老齢基礎年金等の支給」のための一時金の認定基準の見直しについて」）。

なお、審査請求人は、中国残留邦人等自立支援法2条1項1号に規定する中国残留邦人ではなく、同項2号に規定する樺太残留邦人であることから、審査庁は、本件で検討すべき「ソ連参戦以後の引揚困難事由の影響」とは、「ソ連政府による留用、集団引揚げ以外の個別引揚げがソ連政府による帰国の不許可などにより困難であったことによる影響をいう。」としている（弁明書）。

そうすると、審査請求人は、「昭和25年以降に出生した者」である（上記第1の2の(3)）から、本件では、審査請求人が「ソ連参戦以後の引揚困難事由の影響（ソ連政府による留用、集団引揚げ以外の個別引揚げがソ連政府による帰国の不許可などにより困難であったことによる影響）により、引き続き残留を余儀なくされたものと認められる者」であるか否か

が問題となる。

なお、審査請求人は、当時、父Tと母Pによって養育監護されていたから、審査請求人について「ソ連参戦以後の引揚困難事由」があったか否かを判断するには、父Tと母Pについて「ソ連参戦以後の引揚困難事由」があったか否かを検討するのが相当である。

(2) 審査請求人の主張と各項末尾掲記の資料によれば、父Tと母Pが樺太に残留し、樺太で死亡するまでの経緯は、以下のとおりである。

ア 母Pは、前夫Qが昭和20年2月3日に徴兵されたため、前夫との長女R及び前夫との次女Sとともに樺太に残り、戦後も樺太で引き続き生活していた。

なお、前夫との長女Rは、昭和20年9月20日に死亡した。

(就籍許可審判、除籍謄本(筆頭者:Q))

イ 母Pは、その後、父Tと事実上の婚姻関係となった。母Pと父Tの間には、昭和25年e月f日に長女Uが、昭和29年g月h日に二女の審査請求人が、昭和32年i月j日に三女Vが出生した。

審査請求人によると、父Tは、元々は漁師であったが、ソ連占領下では、漁師のほかに、建築作業員もしていたという。

(就籍許可審判、全部事項証明(X)、審査請求人による「樺太に残留した経緯等がわかる詳細な申立書(平成27年5月18日付け)」、審査請求人による「父母が樺太に残留した経緯等について」と題する書面)

ウ 昭和21年12月から昭和24年7月まで行われた樺太からの前期集団引揚げの際、母Pは、日本に帰国しなかった。前夫との二女S及び審査請求人によると、母Pは、前夫Qが必ず迎えに来てくれると信じて、ひたすら前夫Qの帰りを待っていたという。

(「引揚げと援護30年の歩み」(厚生省援護局編集)、前夫との二女Sによる「母子が樺太に残留した経緯等について」と題する書面、審査請求人による「父母が樺太に残留した経緯等について」と題する書面、審査請求人による「樺太に残留した経緯等がわかる詳細な申立書(平成27年5月18日付け)」)

エ 昭和32年8月から昭和34年9月まで行われた樺太からの後期集団引揚げの際、母Pは、昭和32年3月20日にソ連から通告された帰国希望者名簿に登載され、同年12月25日にソ連から通告された帰国予定者名簿にも前夫との二女S、長女U及び審査請求人とともに登載され

ていたが、母Pらは、日本に帰国しなかった。前夫との二女S及び審査請求人によると、母Pは、引揚げを希望しない父Tに止められて、引揚げを諦め、帰国しなかったという。

また、引揚者の証言によると、母Pと子供全員には帰国が許可されたが、夫（父T）が帰国を希望しないため、母Pと子供全員の帰国は取りやめになったという。

（「引揚げと援護30年の歩み」（厚生省援護局編集）、前夫との二女Sによる「母子が樺太に残留した経緯等について」と題する書面、審査請求人による「父母が樺太に残留した経緯等について」と題する書面、母Pに係る「在籍未確認者基礎資料」、父Tに係る「生存残留者の現（確）認証明書」（資料提供者：W））

オ 母Pは、昭和34年4月5日付けの父Tの父（Y）宛ての手紙において、「現在の生活を清算して日本の國で暮したい気持ちですがどうも不可能だと思えます。この手紙は主人の知らない手紙ですから次のお便りのさいに私が出した事、内密にして頂きたう御座居ます。」と記載している。

（母PのY宛ての手紙）

カ 父Tは、昭和36年10月15日付けの厚生省宛ての手紙において、「小生初め妻子はソ連国より強制で生活又は現住してゐるではありません。自分々々で願書出して、私はソ連国籍を希望しますと云ふ文面のお願いしてソ連国籍にして、一切何の辛労もなく良い生活をして居り、今回の書面は誠に不可々意であります。小生並に妻はソ連の国籍です。帰国希望はありませんので、後日は文通下さらぬ様に願います」と記載し、同日付けの在ソ連日本国大使館宛ての手紙においても、「ソ連にいる日本人は現在誰1人として日本に帰国希望する人はないと思えます。小生は二度と日本の資本家のドレイ的生活は絶対にしたくないので帰国はいたしません。」と記載している。

（父Tの厚生省宛ての手紙、父Tの在ソ連日本国大使館宛ての手紙）

キ 父Tと母Pは、昭和43年頃に事実上の婚姻関係を解消した。そして、父Tは昭和46年頃に死亡し、母Pは昭和58年6月25日に樺太で死亡した。

（審査請求人による「樺太に残留した経緯等が分かる詳細な申立書（平成27年5月18日付け）」、審査請求人による「父母が樺太に残留した経緯等について」と題する書面）

以上の経緯によると、母Pは、終戦直後は、徴兵された前夫Qが復員するのを待っていて、帰国しなかったこと、父Tと事実上の婚姻関係となった後は、帰国を希望しない父Tの反対により、帰国しなかったことが認められるから、審査請求人の両親が帰国しなかったのは、家庭の事情によるものであったといえることができるのであって、父T及び母Pについて、ソ連政府による留用、ソ連政府による帰国の不許可などによって日本に帰国することができなかったという事情があったとは認められない。

そして、一件記録を精査しても、父T及び母Pについて「ソ連参戦以後の引揚困難事由（ソ連政府による留用、ソ連政府による帰国の不許可など）」があったと認めることができる資料は見当たらない。

- (3) 審査請求人は、樺太残留邦人に対し日記等の資料の提出を求めることは酷であると主張する。

中国残留邦人等自立支援法施行規則13条の3第2項6号は、一時金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は「前条に規定する中国残留邦人等に該当することを明らかにすることができる書類」を申請書に添付しなければならないと規定している。一時金の支給は、いわゆる授益処分であるから、申請者に入手可能な資料の提出義務を課した上記規定には合理性があるというべきであるし、本件において、処分庁は、審査請求人が日記等を提出しないことをもって、本件却下処分をしているのではなく、審査請求人が提出した資料に加えて、自らが保管している資料についても調査検討をした上で、本件却下処分をしているのであるから、審査請求人の上記主張は採用することができない。

また、審査請求人は、出生年の違いにより一時金の支給要件が異なることは法の下での平等に反するとも主張する。

中国残留邦人等自立支援法13条及び中国残留邦人等自立支援法施行規則13条の2は、「昭和21年12月31日以前に生まれた者」に対しては、一律に一時金を支給するとする一方で、「昭和22年1月1日以降に生まれた者」に対しては、その生まれた日以後中国の地域又は樺太の地域等においてその者の置かれた事情に鑑み、「昭和21年12月31日以前に生まれた者」に準ずる事情があるか否かを個別具体的に判断して、一時金を支給することとしている。そして、本件事務処理方針が「昭和22年1月1日から昭和24年12月31日までに生まれた者」に対しても、一律に一時金を支給するとする一方で、「昭和25年1月1日以降に生まれ

た者」に対しては、「ソ連参戦以後の引揚困難事由」の影響により、引き続き残留を余儀なくされたか否かを個別具体的に判断することとしているのは、昭和24年までは大規模な引揚げが行われ、同年10月1日に中華人民共和国が成立したことなどの事情を踏まえると、昭和24年までは、昭和21年までと同様、「ソ連参戦以後の引揚困難事由」による影響がなお続いていたと推定するのが相当であるが、昭和25年以降は、そのような推定が働かないことから、「ソ連参戦以後の引揚困難事由」による影響があるか否かを個別具体的に判断するのが相当であるとされたからであると考えられる。このように、本件事務処理方針が一律に一時金を支給する対象を拡大したこと自体は、永住帰国した中国残留邦人等の自立の支援を目的とする中国残留邦人等自立支援法の趣旨に沿うものと考えられる。したがって、出生年の違いにより一時金の支給要件が異なる結果、兄弟姉妹の中で一時金の支給を受けられる者と受けられない者とが生ずることは、やむを得ないものといわざるを得ず、このことをもって法の下での平等に反するということはできないから、審査請求人の上記主張も採用することができない。

- (4) そうすると、父T及び母Pについて「ソ連参戦以後の引揚困難事由」があったということとはできないから、その養育監護の下にあった審査請求人についても「ソ連参戦以後の引揚困難事由」があったということとはできず、審査請求人は、中国残留邦人等自立支援法13条に規定する特定中国残留邦人等に該当しない。

したがって、本件却下処分に違法又は不当な点は認められない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	原			優
委	員	中	山	ひ	と
委	員	野	口	貴	公
					美